



速報

はばたき

2010 春闘に向けて

～依然として厳しい経済情勢の中、今年も春闘が始まります。
と、その前に春闘とはどのようなものか考えてみよう！～

1950年代、企業を超えた連帶の中、全体のベースアップ（注・1）を勝ち取る方式として春闘方式が定着しました。

その後、賃金のみならず、労働条件、物価、減税、社会保障、安保、沖縄問題等を含めた全国民的視点での生活闘争、制度闘争が加わり 1974年から国民春期生活闘争（いわゆる春闘）といわれるようになりました。

（注・1）ベースアップ：春闘期に登場することが多い用語。物価の上昇や生産性の向上等を反映させ、また、労働者の生活向上の為に給料表を改定（引上げる）することをベースアップという。略して“ペア”と呼ばれることが多い。

賃金とは？

春闘は、私たちの処遇全般、特に賃金の向上を目指して行われる闘争といえます。では、そもそも私たち労働者の賃金はどのようなものなのでしょう？

賃金とは「労働力の価値」です。一言でいえま、労働者本人と家族の生涯にわたる安心と安全を確保するための費用（税金・社会保険料、年金・医療など社会保障・福祉制度の支出を含む）も含まれるものですね。

ますます難しいですね！

要するに、賃金は、私たちが明日への活力・希望がもてるようなものでなければならぬといえます。ですから、賃上げ要求を決める場合は、私たちの生活実態に基づくことが大切になります。自治労ではこのことから毎年、春闘アンケートの実施や、家計簿付けなどの取組みを勧めています。

公務員の賃金はどのように決まるの？

まず、国家公務員の給与は、人事院が5～6月頃にかけて民間の賃金格差を調査し、8月頃にその結果に基づき内閣に対し勧告をします。それを受け政府が今年度の給与内容を決め、国会の議決で最終的に決定します。次に、人事院にかかる「人事委員会」がある都道府県や政令都市等は国と同様に地域の賃金水準調査した上で、都道府県等に勧告を行い各議会にて決定されます。

それでは、国や都道府県等のように「人事院」や「人事委員会」がない自治体（つまり、ほとんどの市町村職員）の賃金はどのように決まるのでしょうか？それは「地方公務員法 24条」で規定されています。

地方公務員法 24条

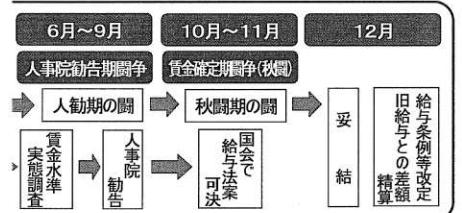
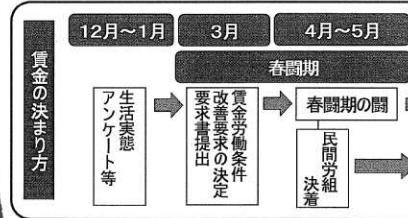
職員の給与は、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮し定める。

となっており、ほとんどの市町村では「國家公務員準拠（＝国公準拠）」という言葉で、国家公務員の給与を基準に決定されています。

これまでの説明で気づいた方もいると思います。そうです、職種や地域等に関係なく全ての労働者の賃金は相互に関連・影響しあっているということです。主に民間企業の賃金決定の闘争である「春闘」ですが、ここでの結果が人事院等の民間賃金水準調査の結果に影響し、人事院勧告の結果が都道府県や市町村の賃金に大きく影響するからです。ですから、労働者の賃金改善には、春闘段階からの民間労働者と公務員労働者が一体となった闘いをする必要があるのです。

このように、春闘は私たち労働運動（闘争）の1年間のスタートになるものです。また、春は新たな気持ちで取組むには最適な時期です。今一度、組合員みんなで春闘の取組みを考えてみてはいかがでしょうか？

賃金決定の流れ



暗黙の規則：主責行発
01.02.10：日 行 発
号 + 葉 01：号 行 発



ストライキ批准投票をお願いします！

毎年、実施されるストライキ批准投票の時期となりました。

今年も皆さんの圧倒的な賛成で、ストライキ批准投票を成功させよう！

私たち公務員（自治労）は、全ての労働者と同じく働く者として（あくまで労使対等の立場を目指すため）、毎年、ストライキ批准投票を実施しています。

これは、一波につき2時間のストライキを上限に1年間のストライキ指令権について自治労中央闘争委員会に委譲することの賛否を問う投票です。自治労組合員全員を対象とし、組合員総数の半分を超える「〇」が批准の成否となります。

組合員個々のストライキに対する思いは様々ですが、羽幌町職員組合はこれまで9割前後の賛成で批准してきました。

私たちのストライキは、常に一定の制限がある労使の緊張

関係の中での配置となります。その為、指令権そのものを中央本部へ委ねることの重要性があります。また、自治労の結束力を内外に示すひとつの指標としても、この批准投票の取り組みは重要な意味を持っています。

各分会書記へお願い

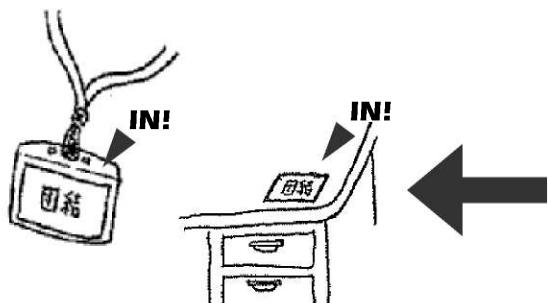
各分会の書記は、2月19日（金）までに投票用紙を回収し、組合書記局まで提出をお願いします。

※100%の回収をお願いします！

春闘カードの取り組みのご協力をお願い！ ～みんなで着用して、一致団結をしよう！～

毎年、春闘時期には腕章やバッヂ、リストバンド着用の取り組みをしてきました。しかし、全員が揃って着用するという取り組みが出来ていませんでした。

そこで、今年も昨年に引き続き「組合員の皆が気軽に取り組めて（着用出来て）、皆の一致団結が図られる！」ものとして、次のカードを作成しました。つきましては、このカードを剥がして名札の裏などに入れてみて下さい。



取組期間：3月末まで



※実際には名刺大のカードを貼り付けてあります。

次期参議院議員選挙候補予定者の

「えさき たかし」さんへ政策提言をしよう！

羽幌町職員組合として先に推薦決定をしました、次期参議院議員選挙候補予定者の「江崎 孝（えさき たかし）」さんへ、私たちの思いを伝えるために政策提言カードの取り組みをすることとしましたので、組合員の皆さんからの積極的な提言をお願いします。

提出期限 2月19日（金）

組合書記局まで提出をお願いします。